

# 社会回勅『ラボレーム・エギゼルチェンズ』と 労資共同決定

増 田 正 勝

## 目 次

- I 序 論
- II 労働の基本的価値とその実現
  - 1. 社会問題の鍵——人間労働
  - 2. 労働の主体的意味
  - 3. 働く人々の連帯
- III 資本主義と労働主義
- IV 労働主義と労資共同決定
  - 1. ネル・ブロイニングの見解
  - 2. W.ウェーバーの見解
- V 労働組合の役割
- VI 結 論

## I 序 論

社会回勅<sup>1)</sup>のマグナ・カルタといわれるレオ13世の『レールム・ノヴァルム』90周年を記念して、1981年9月14日、新しい社会回勅『ラボレーム・エギゼルチェンズ』(*Laborem exercens*)が發布された。それは、現ローマ教皇

---

1) 社会回勅は、その時代の重大な社会問題についてカトリック教会の最高方針を示すものであって、その根底には、諸社会科学、社会哲学、社会倫理学などによって培われた

ヨハネ・パウロ2世の教皇就任後3年目の、そして3番目の回勅であった<sup>2)</sup>

西ドイツのヘルダー社によって発行されたバチカンのドイツ文には、ネル・ブロイニングのコメントールがついている。「人間労働について」(De labore humano)という表題のついたこの新しい社会回勅の解説者として、ネル・ブロイニングほどふさわしい人物はほかにいないであろう。まもなく93歳を迎える彼の生涯は、まさに社会回勅の歴史でもある。ピオ11世の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』(1931年)の起草に彼自ら関わった<sup>3)</sup>のみならず、ドイツ語圏諸国における社会回勅をめぐる論争ではつねに指導的な役割をはたしてきた。ナチス支配時代に一時アメリカに亡命した短かい期間を除いて、いつもフランクフルトのザンクト・ゲオルゲ哲学神学院からカトリック社会論の発展に寄与してきた。

この高齢の社会哲学者はいま、1920年生まれのもの、年からすれば彼の息子のような現教皇の社会回勅を手にしてしている。コメントールの全体の調子は、強固な信仰と並々ならぬ英知の持主ヨハネ・パウロ2世に対する深い敬愛の念と、新しい世紀に向けて稀有の精神的指導者を得た喜びにあふれている。

---

社会学説がある。原文はラテン語が用いられ、そのはじめの2語ないし3語でその回勅をよぶのが慣わしとなっている。『レールム・ノヴァルム』(1891年)以来、有名な社会回勅として、『クワドラジェジモ・アンノ』(ピオ11世, 1931年), 『マーテル・エト・マジストラ』(ヨハネ23世, 1961年), 『パーチェム・イン・テリス』(同, 1963年), 『ポプロールム・プログレッシオ』(パウロ6世, 1965年), 『オクトジェジマ・アドヴェニエンス』(同, 1971年)などがある。なお、これらの社会回勅への最近のすぐれた案内書として、橋本昭一著『バチカンの行動原理—近代教皇たちの社会回勅』(コルベ出版社, 1980年)がある。

2) われわれの手もとには、ラテン文と並行して出された、バチカン訳の英文とドイツ文がある。そして、この英文よりラテン文を参照しつつ訳出された沢田和夫師監訳の日本語がある。カトリック中央協議会から発行されたこの日本語訳の表題は、『働くことについて』となっている。苦心の訳であろうが、“De labore humano”, “On human work”, “Über die menschliche Arbeit” は、そのまま素直に「人間労働について」あるいは「労働について」としてほしかった。労働ということばに付着している被雇用労働というイメージを避けようとしたのであろう。しかし、「働くこと」と「労働」という訳語を使い分けようとして、かえって全体としては大へん読みづらいものとなっている。今日の日常語のみならず、ミサの典礼文でも、労働ということばは、働くこと一般をさすようになってきている。むしろそのようなものとして労働ということばを定着させてほしかったと思う。

この社会回勅の第一印象を、ネル・プロイニングは、あれこれの諸見解を利害調整的に積み上げたものでもなければ、いく人かの協力者の手を借りてまとめたものでもなく、「まったく彼自身のものだ<sup>4)</sup>」(ganz er selbst!)としている。人間労働という「その対象についての深い宗教的洞察と厳格冷静な理解を調和させている一人の人間、今日の産業労働者たちの過酷な肉体労働と科学者たちのきびしい精神労働という、二つの種類の労働を、自らの経験から知りつくしている一人の人間<sup>4)</sup>」の手によって構想されたものだ、という。

ヨハネ・パウロ2世ほど話題に富んで、ジャーナリストたちを喜悅させた教皇も珍しいが<sup>5)</sup>、ここでは以下のことが注目される。第一には、肉体労働者としての彼自身の経験である。彼は、戦時中の数年間、ソルヴァイ化学工場の石切り場と浄水場で一労働者として働いたことがあった。第二には、学者としての経歴である。36歳ですでにルブリン・カトリック大学の正教授として、また倫理学研究所主任として確固たる地位を築いていた。「カトリック倫理学をマックス・シェーラーの体系に基礎づける可能性について」が、彼の教授

---

ただここで、「人間労働」あるいは「人間の労働」とするか、それとも「人間的労働」として「人間的」という形容詞の特別な意味を強調するかは、解釈のわかれるところであろう。後述の稲垣良典氏は後者を主張しているが、ネル・プロイニングは、“Und-These”と理解して、「人間と労働」という意味に受け取っている。われわれはネル・プロイニングの解釈に近い。

なお、本稿における回勅からの引用文は、英文と日本文を参照にしながらドイツ文より訳出したものである。

- 3) Nell-Breuning, Oswald von: 15. 5. 1931. Erinnerungen zur Entstehungsgeschichte von „*Quadragesimo anno*“, in; *Die neue Gesellschaft*, 18, 1971, SS. 289-296.
- 4) Nell-Breuning, Oswald von: Kommentar, in; *Der Wert der Arbeit und der Weg zur Gerechtigkeit. Die Enzyklika „Über die menschliche Arbeit“ Papst Johannes Pauls II*, Freiburg i. Br. 1981, S. 105.
- 5) 1522年以来久方の非イタリア人の、スラブ諸国から出た最初の、近代の教皇たちの中では最年少のローマ教皇。大学教授で、詩人で演劇を愛し、戦時中はユダヤ人救済地下活動に参加し、スキーやカヌーを得意とするスポーツマンで……。

〈ヨハネ・パウロ2世の略歴〉本名カロル・ヴォイティワ(Karol Wojtyla)1920年ヴァドヴィツェに生まる。1938年クラクフのヤギエウォ大学哲学科入学。ドイツ軍占領下の1941年、地下神学校(クラクフ大司教区神学校)に入学して司祭への道を歩き始める。1944~1946年、ヤギエウォ大学神学部。1946年司祭に叙階。1946~1948年、ローマのア

資格認定論文であった。1969年には哲学主著『人間と行動<sup>6)</sup>』が出ている。以上の二つの経歴がネル・ブロイニングのいう二種類の労働に対応している。もうひとつの注目すべきことは、ヨハネ・パウロ2世が、ポーランドという共産主義の支配する国から出た最初のローマ教皇であって、ポーランド教会の最高指導者の一人として共産党政府との対決・共存・対話を身をもって体験してきたということであろう。社会主義体制下における人間労働の諸問題を内側から見つめてきたということは、洞察の拡がりや深さにおいて、これまでの社会回勅を超えるものをもっている。

『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の意義、特徴、概要については、すでに稲垣良典氏のすぐれた解説がある<sup>7)</sup>。また、山田経三氏は、日本の海外進出企業が現地に生み出している諸々の労働問題を、この新しい社会回勅の意義に照らしつつ検討しておられる<sup>8)</sup>。本稿では、労資共同決定の問題をとり上げてみたいと思う。

『ラボレーム・エギゼルチェンズ』は、「資本に対する労働の優位」という原則を主張している。このことが、新しい社会回勅は資本主義を否定してLaborismus（労働主義、労働中心主義）を提唱しているのか、という論議を

ンジェリウム大学で勉学、神学博士号取得。1954年教授資格取得。1956年ルブリン大学倫理学教授。1958年クラクフ大司教区の補佐司教。1963年クラクフ大司教。1962～1965年、バチカン公会議出席。1967年枢機卿。1971年シノドス事務局評議会評議員。1978年10月ローマ教皇に就任。この間、バチカンの東欧政策に貢献し、数多くの聖省や教皇庁部局で活動した。

『愛と責任』『人間と行動』など著書5冊。哲学関係の長論文44編。神学・哲学関係の短い論文27編。

- 6) ポーランド語で書かれている。「個人の不可変的価値に関する複雑な思考をまとめたもので……、人間の相互関係には霊的次元があると考え……。自由に対する人間の権利、統治者と被統治者の関係、権力の分担、権力の委任、意思決定への参加などが論じられている。」G.ブアジンスキ『クラクフからローマへ——教皇ヨハネ・パウロ二世』巽豊彦訳、中央出版社、1979年、180-181頁。(George Blazynski: *Johan Paul II. A Mann from Krakow*, London 1979.)
- 7) 稲垣良典「“労働”回勅発表の意義(上,下)」カトリック新聞、1981年12月13日・20日付。
- 8) 山田経三「ヨハネ・パウロ2世教皇の新しい回勅『人間の労働』に基づく経営理念の変革」上智経済論集、28(3)(1982年3月)

西独カトリシズム内に生ぜしめている。それは、共同決定をめぐる論議と深く関わってくる性格のものである。われわれの解釈によれば、『ラボレーム・エギゼルチェンズ』は、労働者の共同決定権をいっそう肯定的な方向へ推し進めていると思われる。以下では、そのことを検討していく。

本題に入る前にまず、この社会回勅の基本的な主張をいくつかの点で明らかにしておきたい。

## II 労働の基本的価値とその実現

前掲のヘルダー社発行のテキストには、「労働の価値と正義への道」(Der Wert der Arbeit und der Weg zur Gerechtigkeit)という表題がつけられている。この社会回勅の内容はこれに尽きるであろう。

回勅は、全体として五つの章から構成されている。第1章「序」、第2章「労働と人間」、第3章「歴史の現段階における労働と資本の闘争」、第4章「働く人々の諸権利」、第5章「労働の霊性」、となっている。第1章では、回勅の問題意識と基本構想が述べられている。第2章と最後の章は、人間労働の哲学的・神学的意義とその基本的価値を説いている。第3章および第4章は、労働の基本的価値の実現に関わる諸問題、すなわち人間労働をめぐる社会的正義の問題を取り扱っている。

### 1. 社会問題の鍵——人間労働

とり上げられている問題の種類や範囲からみて、とりたてて刺戟的な新鮮さといったものはない。これまでの社会回勅の発展線に沿って着実に歩んできているといえる。『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の新しさは、まったく別のところにある。

ネル・プロイニングによれば、従来の社会教説文書にみられる「教会の態度は、主動的というよりも——いわゆる“古典的な”社会政策と同様に——著しく反動的であった<sup>9)</sup>」現に生じている問題の切迫性に応じて、それを知

覚・認識して、それに対する教会の態度を決定し、事態の誤った発展を阻止し正しい解決に努力する、というのが、教会の伝統的な態度であった。「従来の起点は、いわば社会批判にあった<sup>10)</sup>」のである。ところがネル・ブロイニングによれば、新しい社会回勅は、「社会批判を超える一步を踏み出している<sup>10)</sup>」

ヨハネ・パウロ2世は、「テクノロジー・経済・政治の領域における新たな発展の前夜に<sup>11)</sup>」立っており、それは、「前世紀の産業革命に劣らず労働と生産の世界に大きな影響をもたらすであろう<sup>11)</sup>」と、強く予感している。オートメーションの広汎な導入、エネルギーと原料の騰貴、資源の限界と汚染、被抑圧諸民族の解放と国際政治への登場、といった一般的諸要因が新たな展開の起爆剤となる。「この新たな条件と要求は、現代の経済構造と労働の配分の新たな秩序づけと修正を不可避のものとする<sup>11)</sup>」それに伴う諸変化が人間社会に与える影響を科学的に分析することは、教会の職分ではない。しかし、「働く人間の尊厳と権利にたえず注意を喚起し、この尊厳と権利が侵害されている諸状況を弾劾し、これらの諸変化に、人間と社会にとっての真の進歩が生まれるような方向を与えようと努めることは、教会の使命にほかならない<sup>12)</sup>」とする。

「注意を喚起し」「諸状況を弾劾する」ことは当然のこととして、回勅の重点は、むしろ「真の進歩が生まれるような方向を与える」ところに置かれていると思われる。守勢から攻勢に転じたといつてよいであろうか。このように具体的な世界の形成に積極的に関わっていかうとする回勅の姿勢は、この回勅が、キリスト者に対してだけではなく、むしろ「すべての人々に対して<sup>13)</sup>」向けられたものだというネル・ブロイニングの解釈を、説得力のあるものに

9) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 112.

10) Ebenda, S. 110.

11) Johannes Paul II.: *Laborem exercens*, I, 1-2. (以下では L.e. と略す。なお数字は、章、節、パラグラフ・ナンバー——日本語テキストによる——を示す。)

12) L.e., I, 1-4.

13) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 114.

している。

では、真の進歩をもたらすような方向を探求するための起点は、いったいどこに求められるのか。人間の労働こそ、それであるという。ヨハネ・パウロ2世はいう、「たえず新たに生じ複雑さを増していく社会問題の解決、すなわちその漸進的な解決が、人間の生活をより人間的なものにしていくことをめざすものであるとすれば、その解決の鍵である人間労働が、まさしく根本的かつ決定的な重要性をもってくる<sup>14)</sup>」と。

## 2. 労働の主体的意味

第2章「労働と人間」では、労働の神学、労働の哲学が展開される。そこに提示されているのは、「人間労働の明確に宗教的・キリスト教的な解釈<sup>15)</sup>」である。

労働は、「地上における人間存在の根本的次元を現わしている<sup>16)</sup>」神の似姿としての人間は、「地を従わせよ<sup>17)</sup>」という委託に労働を通して応えることによって、創造の業に参加していく。ここに、労働のもっとも深い本質がある。

「地を従わせる」過程には二つの側面がある。労働の客体的な側面と主体的な側面とがそれである。

労働の本質的局面のひとつは、それが、自然に働きかけ自然を支配し自然を改造していく過程であるということである。ここに労働の客体性、つまり労働の客体的意味がある。この過程で人間は、その知性によって、初歩的な道具から今日の高度な科学技術に至る一連の技術を発達させてきた。しかしながら他方で、「しばしば技術が人間の味方から人間の敵になってしまう<sup>18)</sup>」ことも、この過程で生じてきた。労働の客体的意味は自己目的ではない。

14) L.e., I, 3-2.

15) Hengsbach, Friedhelm: Die Arbeit an erster Stelle — Das Sozialrundschreiben des Papstes Woytila, in ; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 32. Jg., H. 12, 1981, S. 729.

16) L.e., II, 4-1.

17) 創世記, 1-28.

18) L.e., II, 5-4.

労働の客体性は、労働の主体的意味のもとに秩序づけられなければならないのである。

ヨハネ・パウロ2世は、主体的意味における労働、すなわち労働の主体としての人間を考察し、そこに労働の根源的尊さ、労働の基本的価値を明らかにする。

「労働の主体は、人格 (Person) としての人間である<sup>19)</sup>」神の似姿としての人間は、「計画的・合理的な仕方で行動し、自分について決定することのできる、そして自己実現の傾向をもった人格的存在<sup>19)</sup>」として、創造の業に参加していくのである。人間のさまざまな労働は、「その労働の客観的内容はどうであれ、すべて、その人の人間性の実現に、また人間性のゆえにその人に特別に課せられた、人格的存在であろうとする天職の成就に、仕えるものでなければならない<sup>19)</sup>」

ここに労働の主体的意味があり、労働に特有な倫理的価値が生じてくる。つまり労働の尊厳は、「その客体的な次元にではなく主体的な次元にその根源を有している<sup>20)</sup>」のである。なされた労働の客観的な価値にはさまざまな違いがあるとしても、「労働を評価する尺度は、なによりも労働の主体の、つまり人格の、すなわち労働をなし遂げた人間の尊厳にある<sup>21)</sup>」したがって、「労働の価値の第一の基礎は、労働の主体である人間自身であり<sup>21)</sup>」「労働のために人間があるのではなく、人間のためにこそ労働があるのだ<sup>21)</sup>」という倫理的要請が導き出されてくる。

労働の基本的価値であるこの主体的意味は、その実現にさいして三つの価値領域に関わっていく。

第一の価値領域は、労働の主体たる人間自体に関わっている。労働はそれがどのようなものであれひとつの労苦である。しかし、この労苦は忌み嫌われるべきものではなく、それを通して人間は「人間として自己を実現していく、いわば“より人間的になっていく”<sup>22)</sup>」のである。労働は、それ自体追求さる

19) L.e., II, 6-2.

20) L.e., II, 6-5.

21) L.e., II, 6-6.



べき価値のあるもの、人間にとってのひとつの善である。勤勉がひとつの美德となるのは、このような意味においてである。したがって、労働においてより人間的になることを可能にするような労働の社会的秩序を形成して、勤勉が徳としての地位を確保できるようにすることが、重要な道徳的義務となってくる。

第二の価値領域は、家庭生活の形成と関わっている。家庭を築くことは人間の権利であり天職である。労働は、家庭生活の維持を可能にするとともに、家庭の諸目標、とりわけ教育を可能にしていく。家庭は、「労働によって可能となる生活共同体であり、すべての人にとって最初に労働について学ぶ学校である<sup>22)</sup>」「人間労働の社会的・倫理的秩序を正しく形成していく最も重要な結節点のひとつ<sup>23)</sup>」が家庭であることを考えるとき、この第二の価値領域からはさまざまな倫理的要請が生じてくる。賃金や社会福利、雇用政策や住宅政策など多くのことがそのあり方を問われてくる。

第三の価値領域は、とりわけ国家に代表されるようなより大きな社会に関わっている。「人間は、ひとつの国の一員であることから最も深い人間的同一性を実感し、自分の労働を同胞と協力して公共善の増大のためになされたものと理解する。そして、このようにして全人類家族の、つまり地上に住むすべての人々の向上のために自分の労働が役立っているのだと、自覚することができるのである<sup>24)</sup>」この価値領域から生じてくる倫理的要請は世界的な拡がりをもってくる。例えば、一国の勤勉が他国の貧困につながるということがあってはならない。

労働の基本的価値はその主体的な意味の中に存在する。それは、上述の三つの価値領域に関わっており、社会的正義の実現とは、これら三つの価値領域において労働がその主体的な意味を獲得していくことである。ところが歴史の示すところでは、人間労働についてしばしば価値の転倒が生じてきた。ヨハネ・パウロ2世は、とりわけ唯物主義的経済至上主義の思想、物質主義

22) L.e., II, 9-3.

23) L.e., II, 10-2.

24) L.e., II, 10-3.

的文明の弊害を告発する。労働の客体的意味に主体的意味が従属し、人間の労働が、「あたかも“特殊な商品”であるかの如くに、生産に必要な非人格的な“力”であるかの如くに扱われてきた<sup>25)</sup>」のである。後にみるように、資本主義に対する回勅の鋭い批判もここに発している。

### 3. 働く人々の連帯

回勅は、労働の基本的価値を実現していくうえで不可欠の要素として、働く人々の連帯をあげている。

「世界の各地で、各国で、また国と国との間で社会的正義を実現していくためには、働く人々相互の連帯、そしてまた働く人々につながった連帯の運動が、たえず新たに起ってくる必要がある。労働の主体が社会的に軽視されたり、被雇用者が搾取されたり、また貧困と飢えがますます拡大するところでは、これに対して連帯が必要であり、そこにはつねに連帯の運動が存在しなければならない<sup>26)</sup>」

連帯 (Solidarität) ということばは、このポーランド出身のローマ教皇にとって特別な響きをもっている。しかし、この回勅ではより普遍的な意味がこのことばに与えられている。働く人々の連帯は、社会的不正義や不公平に対する抗議や反対運動としてのみあるのではない。もっと積極的に社会的正義の実現に参加していくものである。

ヨハネ・パウロ2世の基本的立場は、キリスト教的人格主義にあるといわれている。それを包括的に提示したものが、彼の哲学主著『人格と行動』(1969年)であった。マリンスキがその基本的思考を紹介している。ここでは以下のことばが注目される。

「とくに重要な、人格のもう一つの面は、共同社会である。人格は隣人との関係という基本的能力をもっている。この関係の特徴は、関与ということである。人はどの隣人の人間性にも関与することができ、この能力は超絶的

---

25) L.e., II, 7-2.

26) L.e., II, 8-6.

である<sup>27)</sup>」「我と汝、人間同志の關係の分析において、彼は、善への共通關係を指示する。この關係がなくなれば、隣人も、見知らぬ他人とか敵とかになる<sup>27)</sup>」

働く人々の連帯に関する主張の根底には、このような人格主義の哲学がある。連帯は、「善への共通關係」として普遍的な意義を獲得する。

ところで『ラボレーム・エギゼルチェンズ』は、あらゆる種類の、あらゆる性質の、あらゆる情況における労働を、人間労働としてとらえている。例えば企業に即していえば、経営者の活動も、中間管理職の活動も、一般従業員のそれと同じく、人間労働である。したがって、ここにいう連帯は、とりわけ被雇用者についてのみにわたるのではない。共通の善 (Gemeinwohl) へ向けて人々が協働するとき、そこに連帯が現存するのである。被雇用者と使用者との間にも連帯が成り立ち得るのである。

労働組合の意義にふれたさいに、ヨハネ・パウロ2世は次のようなことを述べている。「とりわけ人々を一つに結ぶことが労働の特徴である。そこに、労働の社会的力が、つまり共同体を形成する力がひそんでいる。労働する者であれ、生産手段を管理する者であれ、あるいはそれを所有する者であれ、結局のところすべての者はなんらかの仕方で、かかる共同体の中で一つに結ばれるはずである<sup>28)</sup>」と。

回勅のこのようなことばは、ペッシュ (Pesch, Heinrich) の連帯主義哲学を、そしてまた、1920年代のドイツの社会的カトリシズムの基調であった職分秩序思考を想起させるものがある<sup>29)</sup> ラウシャアによれば、「すでに50年代の中ばに、カトリック社会論にとってきわめて不利に作用する発展がドイツ・カトリシズム内に生まれていた<sup>30)</sup>」そして60年代に入ると、さらにカト

27) M. マリンスキ『ヨハネ・パウロ二世——カロール・ウォイティワ伝』小林珍雄訳、エンデルレ書店、1979年、257頁。(M. Maliński : *Johannes Paul II. Sein Leben, von einem Freund erzählt*, Freiburg i.Br., 1979.)

28) L.e., IV, 20-3.

29) それらについては別に論じたことがある。拙著『ドイツ経営政策思想』森山書店、1981年、第2章。

リック社会論に対する一般的評価が下降して、その危機が話題とされた<sup>31)</sup>。このような状況を背景にして、ネル・ブロイニングはこういつている。「最初の回勅“Redemptor hominis”においても、人々は、教会の社会論との断絶を認識しようとした。今回の回勅についても、過去との訣別を発見しようとする試みがくり返されるであろう。しかしながらそのような試みは、……残念ながら成功しないだろう<sup>32)</sup>」と。彼はむしろ伝統的なカトリック社会論の遺産がヨハネ・パウロ二世によって受け継がれていると確信しているのである。

本節では、回勅の第2章を中心にしてその基本的主張をみてきた。第2章が人間労働に関する原理論を展開しているとするれば、第3章および第4章はその応用編といってよいであろうか。以下では、われわれのテーマに即してこれらの章の主張を考察していこう。

### III 資本主義と労働主義

「歴史の現段階における労働と資本の闘争」と題された第3章の根本的テーマは、「資本に対する労働の優位という原理<sup>33)</sup>」である。すなわち「第一の能動因はつねに労働であって、生産手段の総体である資本は、たんなる道具もしくは道具的要因に止まる<sup>33)</sup>」という原理である。

この原理は、前節でみた労働の神学的・哲学的考察から直ちに導き出されるものであるが、それ自体としては決して新しいものではない。伝統的カトリック社会論に含まれている基本的思考のひとつであって、第二バチカン公会議も、「人間労働は、たんに手段的性質をもつにすぎない他のあらゆる経済生活の要素の上位に立つ<sup>34)</sup>」と言明している。新しさは別のところにある。

30) Rauscher, Anton: Die katholische Soziallehre im gesellschaftlichen Entwicklungsprozeß der Nachkriegszeit, in: *Katholizismus, Wirtschaftsordnung und Sozialpolitik 1945-1963*, hrsg. von Albrecht Langner, Paderborn 1980, S. 23.

31) 松山昌司「西独“カトリック社会論”研究の動向——Münster・Mönchengladbach・Bonn」アカデミア(南山大), 74, 1982年。

32) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 108.

33) L.e., III, 12-1.

それは、今日の世界を労働の主体的意味に即して洞察し改造していくための不可変の起点として、この原理を提示したことではないかと思う。稲垣良典氏は、この回勅が確立した「労働の神学を憲法の前文にたとえるならば、本文の第一条にあたるのは……この根本原則だ<sup>35)</sup>」とされる。われわれも同感である。

『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の大きな特徴のひとつは、この根本原則に立って、資本主義に対して明白な判断を示したことであろう。従来の社会回勅では、没価値的に把握されたひとつの経済様式としての資本主義<sup>36)</sup>と、歴史的に形成された克服すべき階級社会としての資本主義<sup>37)</sup>とが区別されてきた。ところがヨハネ・パウロ2世は、特別に概念規定を行っていないが、まったく一義的に資本主義についてかたっている。

「初期資本主義」ということばがしばしば登場する。また「厳格な (streng) 資本主義」についてもかたる。それは、「生産手段の私的所有という排他的権利をあたかも経済生活の不可侵の“ドグマ”として擁護する<sup>38)</sup>」ものである。ネル・ブロイニングは、回勅にいう資本主義は、いわゆる「社会的に調節された (sozial temperierter) 資本主義」と区別して一般に称せられる“自由資本主義” (Liberalkapitalismus) に一致するだろう<sup>39)</sup>としている。いずれにしろ資本主義は、「産業化の発生とその急速な発達時代にみられた経済的・社会的実践<sup>40)</sup>」であり、かかる実践の中に、「物質的富、すなわち手段の飛躍的増大の可能性が見出される一方、他方では、かかる手段が仕えるべき人間という目的が無視されてきた<sup>40)</sup>」価値序列の転倒が生じてきたのである。

34) *Pastoralkonstitution über Kirche in der Welt von heute „Gaudium et spes“*, Nr. 67. (『現代世界憲章』中央出版社, 1967年。)

35) 稲垣良典, 前掲稿 (下)

36) Leo XIII.: *Rerum novarum*, 1891, Nr. 15. Pius XI.: *Quadragesimo anno*, 1931, Nr. 53.

37) Pius XI.: Q. a., Nr. 76, Nr. 101.

38) L.e., III, 14-4.

39) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 121.

40) L.e., III, 13-5.

資本主義的な経済的・社会的実践を支えたイデオロギーが、経済主義 (Ökonomismus) であり、唯物主義であった。経済主義は、「直接、間接に、物質第一、物質優位の確信を含んでおり、精神的なものや人格的なもの (人間の活動や道徳的価値といったもの) を、物質的現実には直接・間接に従属させる<sup>41)</sup>」のである。回勅によれば、唯物主義哲学は、このような経済主義の思考とつながるものをもっている。したがって、「事物に対する人格の優位」「資本に対する労働の優位」という根本原理からする資本主義批判は、いわゆる資本主義体制に尽きるものではなく、資本主義に対立して生成してきた社会主義や共産主義の批判にまで突き進む性質のものでもある。この原理は、「生産手段の私的所有の原則に基礎をおく体制においても、また生産手段の私有が時として完全に制限されているような体制においても、重要な鍵を握っている<sup>42)</sup>」のである。

ところで、資本とは、回勅によれば、「人間労働の歴史的遺産<sup>43)</sup>」であり、「人間労働の結果であって、人間労働のしるしを担ったもの<sup>44)</sup>」である。「一般に資本と称せられるものと労働とは、相互に浸透しあい、密接不可分に結合しあっている。その仕事場が比較的原初的であれ超現代的であれ、それぞれの仕事場で、人間は、自分が労働を通して二つの遺産の中へ入りこんでいることを容易に理解できよう<sup>45)</sup>」「資本は労働から切り離せないものであり、資本と労働が対立しあったり、ましてや……これらの概念の背後にある人々が互いに対立しあったりすることはできない<sup>46)</sup>」のである。

資本主義の根本的な誤りは、労働を、資本から切り離してあたかも非人格な力であるかの如くに資本と同じ次元に置き、資本と対立せしめたことである。それはまた経済主義の誤りであり、労働の主体的意味は、労働の客体的

---

41) L.e., III, 13-3.

42) L.e., III, 15-1.

43) L.e., III, 12-4.

44) L.e., III, 12-5.

45) L.e., III, 13-2.

46) L.e., III, 13-1.

意味に従属せしめられた。資本主義の誤り、経済主義の誤りは克服されなければならない。労働は、その主体的意味を回復しなければならない、と主張する。

では、資本主義を克服する道はどこに求められるのか。ヨハネ・パウロ2世はいう、「ある労働秩序 (Arbeitsordnung, labor system) が、問題の本質に即してまさに正しく、内面的に真実であり、同時に倫理的にも正当であるといえるのは、それが、すでにその根底において労働と資本の対立を克服しており、しかも、労働の実質的・現実的優位という原理にしたがって、すなわち、労働の主体は人間であって、働く者がもたらす給付の種類に関わりなく労働の主体が全体の生産過程に有効に参加する (Teilnahme, participation) という原理にしたがって、自らを構築しようと努めるときのみである<sup>46)</sup>」と。ここで労働秩序 (日本語訳では労働の体制と訳されている) とは、経営ないし企業の内部における労働秩序だけを意味しているのではない。ネル・ブロイニングによれば、ラテン語の “systema operis faciendi” は、個別経済のみならず全体経済における労働秩序をも意味しているという。

ここに示されているのは、資本の秩序ではない。まさに労働の秩序である。回勅が提示したこのような秩序は、なんと称されるべきであろうか。

ネル・ブロイニングは次のようにいっている。「資本が主体地位を占め労働が客体役割を果している現在のあり方を、“資本主義” と称し、労働が主体地位にあり資本が客体役割につく実現さるべきあり方を、“労働主義” (Laborismus) とよぶとすれば、回勅の言述は、これまでになく明白に“労働主義” を選択したことを意味している<sup>47)</sup>」ネル・ブロイニングがコメンタールの中で使った、“労働主義” というこの耳なれないことばは、西独カトリシズム内に論議を生み出したようである。

労働主義の概念をはじめて提示して、Laborismus, laboristische ということばを使用したのは、ブリーフスであった。彼は、1926年の著『産業プロレタリアート論』の中で、資本を提供するものと労働を提供するもののいずれ

47) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 120.

が社会経済を組織するかによって、「社会的資本体系」(gesellschaftliches Kapitalsystem)と「社会的労働体系」(gesellschaftliches Arbeitssystem)という二つの経済様式を区別した<sup>48)</sup>これは全く没価値的に構成された理想型であった。この理想型は、さらにヨーストックに受け入れられ<sup>49)</sup>ワイマール期社会的カトリシズムの主要拠点であったケーニッヒスヴィンター・クライスを経て、1931年の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』の資本主義理解に沈澱することになった。この間の事情については、われわれは別に詳しく考察したことがあるが<sup>50)</sup>前に述べたように、倫理的に無関連な資本主義と克服さるべき資本主義が提示されたのであった。しかしながら、Laborismusを意味しているブリーフスのいう「社会的労働体系」は、特別に論ぜられることはなかった。

ところが戦後になって、ブリーフスは、ふたたび「社会的労働体系」に言及し、今度は Laborismus ということばを使って、その概念にもっと明確な内容を与えようとした。次のようにいっている。

「自由主義と現代の労働主義的体系(共産主義・社会主義・サンディカリズム)は、対立し合うものとして全く共通するものをもっていないようにみえる。……経済的自由主義は、資本主義時代の体制である。労働主義は、資本主義を否定して、労働から出発し労働の目的と価値にしたがって組織された経済体制を樹立しようと努めている<sup>51)</sup>」

ブリーフスのいう労働主義は、ここでは、かつての没価値的に把握された単なる経済様式ではなくなっている。明らかにそれは自由資本主義を否定するものであり、一般になんらかの社会主義を志向するものとして示されている。少なくともブリーフスは、労働主義的体系として共産主義・社会主義・

48) Briefs, Goetz: *Das gewerbliche Proletariat*, in: *Grundriss der Sozialökonomik*, IX. Abteilung, 1. Teil, Tübingen 1926, S. 147.

49) Jostock, Paul: *Ausgang des Kapitalismus. Ideengeschichte seiner Überwindung*, Berlin 1928, S. 6.

50) 拙著『ドイツ経営政策思想』第1章。

51) Briefs, Goetz: *Zwischen Kapitalismus und Syndikalismus. Die Gewerkschaften am Scheideweg*, München 1952, S. 44.



サンディカリズムを例示している。ブリーフスが上記のことを書いた1950年代のはじめ頃には、社会主義といえ、生産手段の国有化ないし社会化を自明の理とするものと一般に考えられていた。

では、ネル・ブロイニングが回勅の立場を労働主義的だとするとき、それは、このような社会主義と軌を一にするものなのであろうか。この点に関する回勅の答えは、はっきりと否定的である。回勅の第3章の第14節「労働と所有」において、私的所有権と社会化の問題が取り上げられているが、そこに示されているのは、カトリック社会論の伝統的な立場である。

すなわち、「キリスト教的伝統は、私的所有権を、神によって創造された財の利用に対して万人がもつところの共通の権利という、いっそう広い枠組みの中で理解してきた。つまり、私的所有権は、この共通の利用権に、すなわち地上の財は万人の為のものであるという事実に従属する、という考え方である<sup>56)</sup>」したがって、生産手段の私的所有を絶対視するものではないし、また「適切な条件において特定の生産手段を社会化することを否定するものではない<sup>57)</sup>」

このような回勅の見解から、労働主義といわれるものが、少なくとも生産手段のある特定の所有秩序と結び付いていないことがわかる。しかし、労働主義が資本主義へのアンチテーゼである以上、それは、私的所有権を制限してなんらかの共有秩序へ強く志向するのではないか、あるいは完全なる労働者の自主管理をめざすのではないか、あるいはまた少なくとも労資同権的な共同決定を支持するのではないか、という疑念が生じてくることを否定することはできない。

「事物に対する人格の優位」「資本に対する労働の優位」なる基本原理にしたがって実現さるべき労働の秩序を、労働主義と称するとすれば、労働主義とは、いったい何であろうか。先ほどの引用文に帰っていくと、回勅は、この基本原理を、「働く者がもたらす給付の種類に関わりなく労働の主体が生産

---

56) L.e., III, 14-2.

57) L.e., III, 14-3.

過程に有効に参加するという原理<sup>58)</sup>」と言いかえている。ネル・ブロイニングは、この部分を「教皇は、あらゆる労働に対して、企業者の仕事や管理職の労働から、未熟練労働者の補助的労働や掃除人の労働に至るすべての労働に対して、主体的役割 (führende Rolle) を要請しているのだ<sup>59)</sup>」と解釈している。しかし、われわれはそれでもなお原理的な言明の域を出ていない。「生産過程に有効に参加する」とは、たとえばユーゴ型の労働者自主管理の道を示すのだろうか、あるいは西ドイツの共同決定制 (Mitbestimmung) といったものを暗示しているのだろうか。

#### IV 労働主義と労資共同決定

われわれの手ものには、労働主義について論じられた二つの文献がある。ひとつは、回勅のコメンタールの中で労働主義ということばを使って、自ら問題提起をする形になったネル・ブロイニングの論稿である。「回勅『ラボレーム・エギゼルチェンズ』は労働主義的か?」と題され、昨年9月号の *Stimmen der Zeit* 誌に掲載されたものである。

もうひとつは、ミュンスター大学キリスト教社会科学研究所の所長 W. ウェーバーの論稿である。『労働主義』という表題の小冊子で、ミュンヘングラッドバッハのカトリック社会科学センター編の双書 “Kirche und Gesellschaft” の第95冊として、昨年の暮れに出版されている。これには、「資本主義と社会主義を超える第三の道への、論争をはらんだ思考の始まり」という副題がつけられている。まずネル・ブロイニングの見解からみていこう。

##### 1. ネル・ブロイニングの見解

彼はすでに『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の立場を労働主義にあると解釈していたから、彼自身が発した「労働主義的か?」という問いは、むしろ

58) 脚注46) をみよ。

59) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 120.

る反語的に強い肯定として受け取られるべきであろう。

ネル・ブロイニングは、「資本に対する労働の優位」という原則を以下のよう  
に理解している。それは、「社会経済過程へ資本を投下している人々の人間の  
尊厳に対して、損害を与えたり、与えようとするものではないし、またそ  
うすべきではない。そしてまた、彼らの正当な物質的利益を侵害するもので  
はない。だが、断固として拒け除去すべきであり、有害性を取り去るべきも  
のは、資本所有に基礎を置いた権力の優位である。『クワドラジェジモ・アン  
ノ』において言明された“資本主義に対する抑制”は、依然としてその正し  
さを保っている<sup>60)</sup>」「物事を決め、意思決定を行い、権力を行使するのは、決  
して“資本”ではなくして、資本に対する支配権をもっている人々である。  
財産という法律形態においてであれ、それ以外の歴史的に既知の法律形態に  
おいてであれ、あるいはまた、今日のところ未知の想像することのできない、  
将来はじめて姿を現わすような法律形態においてであれ<sup>61)</sup>」ここで、「資本に  
対する支配権をもっている人々」とは、資本所有者ないし資本提供者と同義  
でないことはいうまでもない。この人々を導いている思想が経済主義である。  
「教皇は、……いわゆる資本の利益を、つまりそれ自身の為の、いわゆる自  
己目的としての資本増殖を、労働の利益に、つまり労働する人々の利益に優先  
させることを、全く適切にも“経済主義”として特徴づけたのである<sup>62)</sup>」

回勅の資本主義理解および資本主義批判を、ネル・ブロイニングは的確に  
つかんでいる。そして、Laborismus ということばをヨハネ・パウロ2世が知  
らなかったとしても、「それが laboristisch であることを、人々は認めざるを  
得まい<sup>63)</sup>」としている。

では“労働主義”へ向かう道はどこにあるのか。ヨハネ・パウロ2世は、  
そのことについてなんら具体性のある提案を行なっていない。これまで教会

60) Nell-Breuning, Oswald von: Ist die Enzyklika „*Laborem exercens*“ laboristisch?,  
in; *Stimmen der Zeit*, Jg. 107, H. 9, 1982, S. 621.

61) Ebenda, S. 622.

62) Ebenda, S. 626.

63) Ebenda, S. 619.

の社会教説の中で提唱されてきた、所有参加、共同決定、利潤参加、従業員持株制度などの諸提案を、「とくに重要だ<sup>64)</sup>」としながらも、労働主義への道として特別に指示しているわけではない。ネル・ブロイニングも「全く途方にくれてしまう<sup>65)</sup>」といている。そして、労働主義的秩序のモデルを敢えて提示するような冒険を避けている。

しかしながら、ネル・ブロイニングは、「途方にくれる」ということばとはうらはらに、少なくとも現に行われている経済的共同決定や財産の広汎な分散をめざす所有政策などは、労働主義的秩序に至る有力な道であると確信している<sup>66)</sup>。とりわけ彼が、資本に対する労働の優位という原則に照らして、企業体制のあり方を考察していることは、その証左である。この背景には、60年代の中頃から彼が共同決定モデルとして提唱してきた、企業組織法 (Unternehmensverfassung) の構想が、置かれていることに注意しなければならない。その構想については、われわれもかつて検討したことがある<sup>67)</sup>。彼は、企業を各種の協働者から成る社会構成体としてとらえ、人間の団体 (Verbund von Menschen)、人格の団体 (Verbund von Personen) であると規定する。各協働者がそれぞれの立場に即して企業の意思決定に参加する権利と形態を法的に定めようと試みたのが、彼の企業組織法のモデルであり、DGBの共同決定拡大の要求に応じて現われた多くの共同決定モデルの中の、代表的なモデルのひとつであった。彼が以下に述べることは、そのことを念頭に置いて理解するべきであろう。

「資本を提供する者も、また、最上層 (“トップ・マネジメント”) においてであれ最下層 (現場労働者) においてであれ、企業に奉仕する者も、すべて “神の姿にかたどって造られた自由で独立した人間<sup>68)</sup>” であるから、それ

64) L.e., III, 14-5.

65) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 623.

66) Ebenda, S. 624.

67) 拙稿「ネル・ブロイニングの経営思想——共同決定思考の展開」山口経済学雑誌, 24 (4・5), 1975年。

68) *Pastoralkonstitution über Kirche in der Welt von heute* “Gaudium et spes”, Nr. 68.

それ寄与するところに応じて、企業における“社会的相互協働”を組織して、その形態と方向を決定していくことに参加するのは当然のことである。同様のことは、全体経済についてもいうことができる。この場合、手段、つまり低次のものを投入する者よりも、より高次的人格を投入する者が優先してそれに参加すべきことは、これまた当然であろう<sup>69)</sup>」

これが、ネル・ブロイニングが『ラボレーム・エギゼルチェンズ』から引き出した、共同決定の基本思考である。まさにそれは、彼がこれまで提唱し続けてきた企業組織法の基本思考である。ネル・ブロイニングは、この回勅の中で有力な味方に出会ったばかりか、喜ばしい後継者を見出した、といったとしても過言ではあるまい。

## 2. W.ウェーバーの見解

ヘングスバッハは、回勅の第3章の主張は、「ラディカルに、非妥協的に、所々で預言者的に聞こえる。いく人かの注解者は、回勅の言明を、資本主義を徹底的に拒否して労働者自主管理に味方する立場だと解釈した<sup>70)</sup>」といている。ウェーバーの前掲の論稿は、このような急進的な解釈に対して歯止めをかけようとしたものである。しかしながら、それは表面上のことであって、ウェーバーの本来の意図は、むしろ今みたばかりのネル・ブロイニング的な解釈にブレーキをかけることにあったというのが、われわれの理解である。

ウェーバーが直接に批判の対象としているのは、ベルヒトルト (Berchtold, Alfred) が提唱した労働主義的秩序のモデルである。それは、生産手段の収用を伴わないような労働者自主管理の道を探求しようとしたものであった<sup>71)</sup>。ウェーバーの結論ははっきりしている。「労働主義を、たとえばベルヒトルト・モデルにならって労働者自主管理という狭い意味にとって、その支持者たちが彼らに好都合な萌芽を回勅の中に見出そうとすることは、すでに全く

69) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 626.

70) Hengsbach, Friedhelm: a. a. O., S. 734.

大胆な解釈である<sup>72)</sup>』といている。ウェーバーは、ベルヒトルト・モデルの問題点をかなり詳しく検討しているが、それに対する最も原則的な疑念は、「企業を創設しこれを自律的に経営するという、ドイツ国民の基本的権利が、中心において破壊されるのではないか<sup>73)</sup>』というところにある。そして新自由主義者のベーム (Böhm, Franz) の所説をかなり長く引用して、自分の疑念を確かなものにしてている。また、労働者自主管理を導入した企業が結局不成功に終わっているとして、フランスの時計会社 Lip S. A. 社、西ドイツのガラス会社 Süßmuth 社やフォート Porst 社の例をあげている。

ウェーバーは、労働者自主管理を志向する狭義の労働主義を、あたかも自明の理であるかの如くに、『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の主張とは相入れられないものとみなしている。われわれは、その点、疑問に感ずる。回勅は、労働主義に至る具体的な道を提示していないと同様に、ある特定の具体的な労働秩序を否定するというも行なっていないからである。労働者自主管理が回勅の主旨と一致しないとは、だれも断言できない。したがって、ウェーバーの見解の中には、回勅に関する彼独自の解釈が含まれている、といわなければならない。

ウェーバーの回勅解釈の基点となっているものは、企業者の経営権である。経営権は、基本権のひとつであって、それが保証されてはじめて企業者はその職能を十全に果たすことができるのである。労働主義の問題も、この経営権の維持という観点から判断される。

71) 「労働主義は、労働者の自主管理を意味する。労働者が資本・経営・企業を管理するのである。従業員は、法人格をもった会社を設立し、資本提供者の団体と賃貸契約ないし地代契約に基づく“貸付契約”を締結する。資本提供者は所有者に止まり、自己の所有持分について証明書が交付される。したがって収用が行われるわけではない。」(Berchtold, Alfred: *Das Modell einer laboristischen Ordnung*, in; Eberhard Schröder u.a.: *Modell einer laboristischen Ordnung. Anregungen der katholischen Soziallehre für die kirchliche Jugendarbeit*, Düsseldorf 1980, SS. 40-50. ここではウェーバーの文献より引用。Weber, Wilhelm: *Laborismus*, S. 4.)

72) Weber, Wilhelm: *Laborismus. Ein umstrittener Denkansatz für einen Dritten Weg jenseits von Kapitalismus und Sozialismus*, Köln 1982, S. 11.

73) Ebenda, S. 13.

さて、「資本に対する労働の優位」という原則は、ウェーバーもまたこれを自明の真理とする。しかし、そこから引き出された結論は、ネル・ブロイニングのそれとは相当に違ったものになっている。

ウェーバーは、労働と資本の概念を、いわゆる「労働と資本」という古典的二元論から解放したところに、ヨハネ・パウロ2世の重大な貢献をみている。「ドイツの社会的カトリシズムの側では、一方での企業者および資本所有者と他方での“労働者”との間の階級対立がほとんど自明的に確定されるところまで、労働と労働者の概念の狭隘化が徹底してしまった。だが、教皇の明白な言明によって、今やそのようなことはなくなった<sup>74)</sup>」まず労働の概念の拡張がなされ、あらゆる種類の人間労働が含まれるようになった。このことは前にも述べた。他方、資本の概念は、「それ本来の性質へ狭められた<sup>74)</sup>」

その結果、資本に対する労働の優位という原則は、それ自体意味のないものになったという。物と人格とを価値的に比較することは無意味だという。そして、むしろ回勅から聞きとるべきことは、「人間と仕事 (Werk) という人間学的二元主義に立つべきだ<sup>75)</sup>」ということである、とウェーバーは主張する。「資本と労働という陳腐化した二元主義の戦場の中で、驚くべき人間学的解明を示したことは、『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の最大の強みである<sup>75)</sup>」と。

このような解釈に立って、労資共同決定を次のように批判する。「企業における決定権を資本と労働の間で……分割する、かの古くさい議論も、もはや生じない。意思決定できるのは、死せる事物ではなく人間だけであるから、ただ人間による100パーセントの決定が中心にあるにすぎない。しかし、人間は、企業の中でさまざまな地位とさまざまな職能に基いて協働しているのであるから、これらの人々が、企業の中で企業の責任に具体的にどのように参加すればよいかを、教えてくれるような自然法といったものはない<sup>75)</sup>」また別に、「決定権や利潤参加だけが中心にあるのではない。もっと重要なことは、

74) Ebenda, S. 7.

75) Ebenda, S. 8.

責任への参加である。モデルが“労働主義的”になればなるほどこれが重要となる。<sup>76)</sup>」

企業を人間の集団としてとらえるネル・ブロイニングの立場と、人間と仕事という観点から企業をみるウェーバーの立場とは、一見するとあまり違わないようにみえる。しかし、ウェーバーの共同決定批判は、ネル・ブロイニングの企業組織法モデルにも当てはまる。というのも、ネル・ブロイニングのモデルは、労資対等を原則とするモンタン共同決定法（1951年）を発展させたものだからである。ウェーバーは、企業者の仕事、つまり企業者職能を中心に考える。労働主義は、企業者固有の労働を尊重するものでなければならない。したがって、ネル・ブロイニングのように労資共同決定を労働主義への有力な道としてとらえることには、同意できないのである。ウェーバーが、その論稿『労働主義』に、「資本主義と社会主義を超える第三の道への、論争をはらんだ思考の始まり」なる副題をつけたことは、論議の状況に関する一定の判断を示しているというよりも、むしろ彼自身の立場を象徴している。ネル・ブロイニングが回勅を労働主義的に解釈しているのに対して、ウェーバーはむしろかかる解釈に疑念を表明しているのである。それは、「論争をはらんだ思考の始まり」なのである。

以上のような回勅をめぐる両者の見解の相違には、モンタン共同決定法の成立以来、西ドイツの社会的カトリシズムを二つに分かってきた考え方がそのまま反映している。いうまでもなくネル・ブロイニングは、労資共同決定の強力な支持者であり推進者であった。いわば“進歩派”の代表者である。他方、ウェーバーは、ラウシャア (Rauscher, Anton) やベーム、あるいはブリーフスらとともに、労資共同決定の問題に対しては、つねに消極的な、時には否定的な姿勢をすらみせてきた。“保守派”の中核である。

労資共同決定の問題をめぐる回勅の解釈については、われわれは、ネル・ブロイニングの見解に同意するところが大きい。しかしながら、ウェーバーの見解も重要である。たしかに『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の中に、

---

76) Ebenda, S. 16.



「仕事に対する人間の優位」という主張を読みとることは可能であるし、また、本稿の結論で触れるように、それ自体、労働主義的秩序の基本的な形成原理となるからである。

## V 労働組合の役割

『ラボレーム・エギゼルチェンズ』の第4章「働く人々の諸権利」は、次のことばで始まっている。「労働は、このことばのもつ多様な意味に照らして、ひとつの責務であり、義務であるから、労働は、同時に、労働者 (Arbeitnehmer) の諸権利の源泉である<sup>77)</sup>」本稿の第II節で明らかにしたように、労働の基本的価値は、三つの価値領域に関連し、それとの関わりの中で労働の主体的な意味を実現していくことが、人間に課せられた倫理的要請であった。したがって、ヨハネ・パウロ2世が働く人々の諸権利に言及するとき、それらが、この三つの価値領域についてさまさまの態様をとることはいうまでもない。ただここで、ドイツ訳が Arbeitnehmer の諸権利としていることには、若干疑問がある。ここでも、教皇はあらゆる種類の働く人々を対象にしているからである。もっとも、被雇用者の諸権利の問題が中心を占めているが。ここで取り扱われているテーマは、実に多様である。雇用と失業、賃金・社会福利、婦人労働、労働組合、とくに団結権・ストライキ権、農業における労働、障害者の労働、外国人労働者の労働などについての諸問題が考察されている。

さて、本節では、われわれのテーマに沿って、とくに労働組合の問題を考察していこう。

まず、回勅にいう労働組合の概念は、通常のそれよりも広いことに注意すべきである。働く人々のあらゆる種類の組織——雇用者の団体も——を含んでいるからである。しかしながら、回勅が主としてかたっているのは、いわゆる被雇用者の、とりわけ産業労働者の労働組合についてである。

77) L.e., IV, 16-1.

「労働組合の役割は、労働者の権利に関わるあらゆる領域において、労働者の生存上の諸権利を擁護するところにある。この種の組織が、とりわけ近代産業社会では、社会生活の不可欠の要素となっていることは、歴史が教えるところである<sup>78)</sup>」だが、労働組合は、「社会の“階級”構造の反映<sup>79)</sup>」ではないし、また「階級闘争の担い手<sup>79)</sup>」でもない。労働組合は、「社会的正義のために、さまざまな職業で働く人々の正当な諸権利のために闘争を行うものである<sup>79)</sup>」ストライキ権については、「カトリック社会教説は、特定の条件と正しい範囲内であれば、正当と認められるものだとしてきた<sup>80)</sup>」

ところで、労働組合は、「生産手段の所有体制や生産手段の投入・管理方式になんらかの欠陥があれば、社会全体の共通の善 (Gemeinwohl) のために、それを是正することをめざすことができるし、またそうすべきであるが、集団エゴイズムや階級エゴイズムに陥ってはならない。全体の社会生活および経済的社会生活は、いわば“連結された導管” (kommunizierender Röhren) の構造を示すものであるから、個々の集団の権利のための社会的活動もすべて、この構造に適合しなければならない<sup>81)</sup>」この点で、労働組合の活動も政治の領域に関わらざるを得ない。しかし、それは、「共通の善のための賢明な努力<sup>82)</sup>」つまり「社会全体の共通の善の枠の中で、労働者の正当な権利を守る<sup>82)</sup>」ための努力であって、いわゆる「政党の決定に従属したり、政党に密着したりすることがあってはならない<sup>82)</sup>」

以上が、回勅の中に示された労働組合の基本的な姿である。ヨハネ・パウロ2世は、すでに「働く人々の連帯」についてかたっており、われわれもその意義を明らかにしてきたが、労働組合の存在意義も根本的にそこに根拠をもつとってよいであろう。「連帯」は、社会的不正義や不公平に対する抗議や反対運動として生成・発展するが、他方、それは、もっと積極的に社会的

---

78) L.e., IV, 20-2.

79) L.e., IV, 20-3.

80) L.e., IV, 20-7.

81) L.e., IV, 20-4.

82) L.e., IV, 20-5.

正義の実現へ、つまり労働の主体的意味の充足へ向けて活動するものでもある。ヨハネ・パウロ2世の労働組合観では、とくに後者の意義が強調せられている。労働組合は、たんに労働者の諸権利の獲得のためにばかりでなく、同時に、それらの諸権利が真に保証されるような正しい社会秩序の建設のために活動するものである。ネル・ブロイニングも、回勅の特別な力点として「社会秩序要因としての (als gesellschaftliche Ordnungsfaktoren) 労働組合<sup>83)</sup>」をあげている。

ところで、ここで労働者の諸権利とは、根源的で奥行きをもったものの総体である。ヨハネ・パウロ2世はいう、「労働者の正当な諸権利についてかたる場合、いうまでもなくつねに注目すべきことは、それぞれの職業において労働の主体的特質にとって決定的なものはなにか、ということであり、また同時になによりも、労働の主体に固有の尊厳を条件づけるものはなにか、ということである<sup>84)</sup>」「労働組合の活動によって、労働者が、より多く“持つ”ことができるだけでなく、より大きく“成る”こと、つまりそれぞれの方向で自己の人間性をより完全に実現できるようになることが、つねに望まれる<sup>84)</sup>」と。

この下りは、労働組合の教育活動の重要性を説いた箇所であるが、いわゆる仕事における自己実現が、労働組合の重要な目標として指摘されていることに注目したい。自己実現という課題をめぐる諸条件の形成は、個々の職場から世界経済に至るまで、経済のあらゆる段階に関わってくる。この諸条件の形成に努力する場合、労働組合もまた、これらのあらゆる段階で「社会秩序要因として」活動しなければならない。回勅は、労働組合の共同決定権についてなんら言及していないが、先にみたように、「生産手段の所有体制や生産手段の投入・管理方式になんらかの欠陥があれば、……それを是正することをめざすことができるし、またそうすべきである」としていたことを想起

83) Nell-Breuning, Oswald von: Die Gewerkschaften in der Enzyklika „*Laborem exercens*“, in; *Stimmen der Zeit*, Jg. 107, H. 8, 1982, S. 534.

84) L.e., IV, 20-6.

すると、少なくとも意思決定過程に対してなんらかの影響力を行使することは否定されていない、というべきであろう。ここでは資本主義的所有体制だけではなく、社会主義的所有体制も、ヨハネ・パウロ2世の視野に入っている。

労働の主体的意味の実現をめぐる多様な諸条件の形成ということを考えるとき、ヨハネ・パウロ2世が、雇用者の概念を、「直接雇用者」と「間接雇用者」に分けていることが重要な意味をもってくる。ネル・ブロイニングも、この区別を「とくに興味深く思われる<sup>85)</sup>」としている。直接雇用者は、いわゆる使用者で、労働者が労働契約を結ぶ際の直接の相手方である。われわれが目指したいのは、後者の間接雇用者である。

間接雇用者 (indirekter Arbeitgeber) とは、「労働契約の形成に、また、その結果生まれてくる人間労働の領域における、より正当な、あるいはより不当な関係の生成に影響を及ぼすところの、直接雇用者の“背後にある”多くの多様な要因<sup>86)</sup>」である。この概念の中には、いろいろな人々やさまざまな種類の機関が含まれている。それは、「これらの人々や機関によって設定された、また、社会経済体制の全体を規定する、あるいはその体制全体から生まれてきた、諸々の集团的労働契約や行為原則をも包括している<sup>87)</sup>」間接雇用者として、回勅は、国家や国際関係、国際機構の問題をとりあげている。ヘングスバッハは、政府、銀行券発行銀行、労働組合、国際通貨基金といった機関を例示している<sup>88)</sup>。要するに、直接雇用者の行為に影響を与え条件づける諸要因の総体が、間接雇用者である。ヨハネ・パウロ2世は、「倫理的に正しい労働政策のあり方をとらえていく場合、これらすべての影響要因に注意を払う必要がある<sup>88)</sup>」という。そして、“平和の巡礼者”といわれるこの教皇は、とりわけ低開発諸国における苛酷な労働条件の形成に対して、先進諸国が間接雇用者として重大な影響を与えていることを指摘している。この場合、

85) Nell-Breuning, Oswald von: Kommentar, S. 123.

86) L.e., IV, 16-5.

87) L.e., IV, 17-1.

88) Hengsbach, Friedhelm: a. a. O., SS. 736-737.

ヘングスバッハのあげた労働組合も、それが先進諸国の労働組合であれば、間接雇用者の一要因となる。

被雇用者の組織としての労働組合は、直接雇用者のみならず、この間接雇用者ともなんらかの形で交渉していかなければならない。そこには、もっとも広い意味での労使関係が存在する。その形態はさまざまであろう。労働組合の国際的な連帯も必要であろう。少なくとも労働組合は、究極的に労働の主體的意味の実現に関わる諸条件の形成に重要な影響をもたらすような、間接雇用者の決定や行動に対して、影響力を行使しなければならない。その重要な形態が、いわゆる“企業を超えたレベルにおける共同決定”(Überbetriebliche Mitbestimmung)あるいは“全体経済的共同決定”である。そのレベルは、各地方の段階から、全国段階へ、そして例えばECレベルへ、ついには全世界的なレベルへと拡大していくであろう。ヨハネ・パウロ2世の提示した間接雇用者の概念は、DGB(ドイツ労働組合総同盟)が主張している全体経済的共同決定の構想に新たな光を投げかけていると思われる。

ただ、このような視野の中に登場する労働組合は、ネル・ブロイニングのいうように、「真の“社会秩序要因”<sup>90)</sup>」としての自己理解を確立していなければならない。労働組合は、自らの行動を、社会全体の共通の善(Gemeinwohl)に照らして自ら規制していかなければならないのである。1981年のDGB基本綱領をめぐる論議の中心点のひとつは、この問題であったが、「残念ながら、はっきりとした綱領声明には至らなかった<sup>90)</sup>」

## VI 結 論

『ラボレーム・エギゼルチェンズ』から受けるわれわれの強い印象は、本稿の最初にネル・ブロイニングのことばを引用したように、まさに「彼自身のものだ」ということに尽きる。それは、現代の世界を透徹した目でみすえ

89) L.e., IV, 17-1.

90) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 535.

ている、一人の神学者、一人の哲学者によって生み出されたひとつの完結した作品である。ネル・ブレイニングは、この回勅を、「新たな連続への転位が生ずる支点、変更点とみなし得るのではないか<sup>92)</sup>」そして、「この新たな連続の中で、教会は、行動のテーマと行動原理を、……もはや外から規制されるのではなく、……自由な自己決定において、自己の裁量にしたがって決定していくのではないか<sup>92)</sup>」と述べている。われわれもそれに近い感想をもっている。

回勅は、われわれのテーマである労資共同決定の問題については、直接にはなにもかたっていない。しかし、回勅全体をみると、この問題について考える重要なヒントに至るところで出会う。われわれは、たぶんネル・ブレイニングがいうように、新たな連続への始点に立っているのであろう。

ヨハネ・パウロ2世は、生産手段をたとえば国有化することが、即、社会化ではないとして、真の社会化とはなにかについて述べている。

「各人が、自分自身の労働に基いて、同時に自分自身をば、他のすべての人々と共に働いている大きな労働の場の共同所有者としてみなすことのできる、十分なる権利を獲得しているときはじめて、それを社会化とよぶことができるのである。この目標に至るには、労働をできるだけ広く資本の所有と結びつけ、経済的・社会的・文化的目的をもった、種々様々の中間的な諸団体を生み出していく必要があるだろう。これら諸団体は、公的な権力に対して真の自治権をもっている。これら諸団体は、それぞれの特殊な目標を、誠実な協働の中で、共通の善の要求に配慮を払いつつ、追求していく。そして、団体のメンバーを一人の人格として尊重し取り扱い、また団体の活動に積極的に参加させるように促すとき、かかる団体は、その形と内容において、真の生命ある共同体となる<sup>93)</sup>」これらのことばは、多分、ポーランドの連帯の運動をずい分勇気づけたことであろうと思われるが、ここには、共同決定の問

91) Ebenda, S. 536.

92) Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., SS. 110-111.

93) L.e., III, 14-7.

題、一般に労働者の経営参加の問題について考えるべき多くのことが含まれている。

とりわけ回勅の第3章の第15節「人格主義の観点」には、われわれのみるところ、この回勅の真髓が現われているように思う。

「人間は、生産手段の全体を利用して労働するとき同時に、この労働の成果が自分および他の人々に役立つことを、そしてまた、自分が働いている仕事の場において人々と責任と創造性を分かち合いながら、この労働過程に参加することを、望んでいる<sup>94)</sup>」「労働する者は、……自分の労働にさいして——たとえ共同所有であっても——同時に自分の場で (*im eigenen Bereich*) 働いているという意識をもてるような配慮が、生産過程でなされることを、期待している。この意識は、過度の官僚主義的集権化体制の下では、労働者の中から失われ、上から動かされている巨大な機械の歯車のように感じ、さらに——多くの理由から——自発性をもった、労働の真の主体としてではなく、たんなる生産手段にすぎないと感じるようになる<sup>95)</sup>」「人間が自分の場で働いている (*im eigenen Bereich zu arbeiten*) という意識を……もてるように、あらゆる努力が傾注さるべきである<sup>95)</sup>」

根底には、人格主義的人間観、人格主義的労働観が横たわっている。多分、ここにいう *im eigenen Bereich* は、たんなる職場とか仕事場とかいうものよりも、もっと深い、広いなにものかである。認識し行動する主体である人間は、*eigener Bereich* での日々の経験を通して自己を豊かにし、その豊かさが *eigener Bereich* をよりいっそう豊かにしていくという連鎖の中で、他者をも豊かにしていく。*im eigener Bereich zu arbeiten* ということは、要するに、労働の主体的意味が実現されるということであろう。ドイツ経営社会学の生成・成立期に活躍した、ブリーフスに代表される一群のカトリック経営社会学者たちも、また、このような *eigener Bereich* を、とくに経営の中で考えてきたのである<sup>96)</sup> われわれは、問題意識の連続性を強く感ずることができる。

94) L.e., III, 15-1.

95) L.e., III, 15-2.

ウェーバーの「仕事に対する人間の優位」という解釈は、それ自体正しいし、*eigener Bereich*の形成に直接関わってこよう。しかし、現に、資本を提供し、あるいは資本を支配する人々が、とりわけ直接雇用者ないし間接雇用者として立ち現われてくるとき、ウェーバーのように“労資”共同決定がすでに古くさくなつたと考えることはできない。ネル・ブロイニングの見解に大いに聞くべきものがある。むしろ『ラボレーム・エギゼルチェンズ』は、その人格主義的観点に立って、労働者の共同決定権に対して、これまでのカトリック社会論にない広さと深さをもった洞察を与えているのではないかと思う。

〔付記〕昨年西ドイツに遊学したさいに、ミュンスター大学キリスト教社会科学研究所のW. ウェーバー教授から、いくつかの問題についてご教示を賜った。また、本稿で検討した“*Laborismus*”の文献は、帰国後、同教授より送っていただいたものである。本誌上を借りて謝意を表する次第である。

---

96) この一群のカトリック経営社会学者——G. Briefs, H. Lechtape, L. H. Ad. Geck, R. Schwenger, F. H. Müller, E. Michel——については、拙著『ドイツ経営政策思想』で詳細に論じてある。